

がんばろう赤磐中小企業省エネ設備更新支援補助金

エントリー申請時セルフチェックリスト

受付期間：令和 8 年 8 月 17 日（月）～9 月 7 日（月）

このシートは、「J グランツ」の入力画面の並びに沿って作成しています。補助の対象になるかどうかの確認は「エントリー前セルフチェック」で済ませたうえで、申請ボタンを押す前の入力内容・添付書類の確認にお使いください。

1 申請フォームの入力

（１）事業者基本情報

☐	「事業の名称」を入力したか 例：省エネ設備更新事業
☐	「代表者役職」を入力したか 例：代表取締役 ※個人事業主の方は「代表」と入力してください。
☐	入力不要の 6 項目を空欄又は「0」のままにしているか 「事業開始日の決定方法」「事業開始日」「事業終了日」「補助事業に要する経費」「補助対象経費」「補助金交付申請額」は入力不要です。補助対象経費と補助金額は、（５）の「補助対象経費・補助金額」欄に入力します。

（２）申請担当者の連絡先

☐	担当者メールアドレスは確実に受信できるものか 抽選結果、申請不備の修正依頼、交付決定通知等はこのアドレス宛てに届きます。
☐	連絡先電話番号に誤りがないか 本補助金についてご連絡する場合があります。

（３）補助事業者区分

☐	事業形態（法人／個人事業主）の別に誤りがないか
☐	業種は、7 つの区分から正しいものを選んでいるか この欄は、中小・小規模事業者に当たるかを資本金・従業員数で判定するための区分です。ふだんお使いの業種名とは分け方が異なる場合があります。
☐	選択した区分の資本金・従業員数の範囲に収まっているか 資本金・従業員数のいずれか一方が下記以下であれば中小・小規模事業者に該当します。 ①製造業、建設業、運輸業、その他の業種 3 億円／300 人 ②ゴム製品製造業 3 億円／900 人 ③卸売業 1 億円／100 人 ④小売業 5,000 万円／50 人 ⑤サービス業 5,000 万円／100 人 ⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業 3 億円／300 人 ⑦旅館業 5,000 万円／200 人 根拠：要綱第 2 条・中小企業基本法第 2 条
☐	資本金は法人のみ入力し、円単位で入力したか 千円単位・万円単位の誤りにご注意ください。個人事業主の方は入力不要です。
☐	従業員数は「常時使用する従業員」の人数を入力したか（半角数字） 代表者・法人の役員・個人事業主本人・家族従業員は含めません。パート・アルバイトでも常時使用している場合は含めます（日雇い、2 か月以内の期間を定めて雇用する者等は含めません）。根拠：中小企業基本法第 2 条

☐	資本金・従業員数は、申請時点の数値を入力したか 決算書・確定申告書の数値と一致しない場合があります。要件の判定は申請時点の数値で行います。
--------------------------	---

(4) 誓約事項

☐	8項目すべてを読んだうえでチェックしたか チェックを付けるだけでなく、内容をご確認ください。特に次の点にご注意ください。 ・令和8年7月1日以降に創業・開業した事業者は対象外です（第3条第2項第1号）。 ・補助の対象となる事業・設備の要件（第4条）を満たしているか、「エントリー前セルフチェック」で確認済みかご確認ください。 ・エントリー申請は1事業者1回限りです。更新を予定している設備・機器は、すべてまとめてエントリー申請してください（後から追加することはできません）。エントリー申請＝交付決定ではありません（第10条）。
--------------------------	--

(5) 補助対象経費・補助金額

☐	計算シートの「補助対象経費 合計（税抜）」「補助金額」の2つの数値を、そのまま転記したか 設備・機器ごとの明細はフォームに直接入力せず、計算シートで自動計算された2つの合計値のみを転記する運用です。
--------------------------	---

(6) 発注（契約）予定時期

☐	発注（契約）予定時期は、交付決定後になっているか（事前着手届を提出する場合は、届出後かつ令和8年8月17日以後） 発注は原則として交付決定後です（第5条）。交付決定前に着手（発注・契約・購入等）する場合は、着手する前に、あらかじめ事前着手届（様式第1号）をJグランツで提出してください（第7条第1項）。届出前に発注・契約したものは補助対象となりません。補助対象経費となるのは、令和8年8月17日以後で、かつ着手した日以後に生じた経費です（第7条第2項）。なお、この取扱いは交付決定や補助対象経費としての認定を保証するものではなく、審査の結果、補助対象経費とならず自己負担となることがあります（第7条第3項）。
--------------------------	--

2 添付書類

フォームの添付欄は5つあります。欄ごとに、入れる書類が決まっています。添付がない場合は受付できず、抽選の対象から外れることがありますのでご注意ください。

(1) 設備・機器補助対象経費計算シート（エクセル）

☐	様式は、市ホームページ掲載の最新版（第2版）か シート右上に「様式版数：第2版（2026.8.6）」と表示されているものをご使用ください。旧版は計算・判定の内容が異なります。
☐	「申請区分（法人／個人事業主）」欄を、実際の事業形態に合わせたか 初期値は「法人」です。この欄で、本体価格の下限額の判定（法人22.5万円／個人事業主15万円）と、補助金額の上限・下限が切り替わります。個人事業主の方は必ず変更してください。
☐	「申請者名（屋号）」「最終更新日」を入力したか
☐	シート内「本書の提出段階」欄を「エントリー申請」のまま変更していないか 初期値が「エントリー申請」です。エントリー申請時は変更不要です。
☐	設備・機器ごとに、名称・設置場所・本体単価・数量・設置工事費・運搬費を入力したか

	設置場所は施設名だけでなく、町名・番地までの具体的な住所を入力してください。
☐	金額は税抜で、本体価格・設置工事費・運搬費を分けて入力したか 「工事一式」等でまとめると下限額の判定が正しく行われません。
☐	値引きがある場合、値引き後の金額を入力したか 経費全体に対する値引きがある場合は、本体価格・設置工事費・運搬費の金額の割合に応じて按分してください。値引きの結果、本体価格が下限額（法人 22.5 万円・個人事業主 15 万円）を下回った設備・機器は補助対象外となります。なお、既存設備の下取り・売却による対価は値引きではありません。明細表からは差し引かず、下の処分欄に入力してください。
☐	LED 照明設備は、名称欄に「LED」の文字を含めて入力したか 「LED」を含む名称でないと、本体単価＋設置工事費でのしきい値判定が正しく行われません。
☐	しきい値判定（F 列）が「対象外（下限未満）」になっている行がないか 本体価格は法人 22.5 万円以上、個人事業主 15 万円以上（いずれも税抜）が必要です。LED 照明設備は設置工事費を含めて判定します。
☐	省エネ効果（D 列）に自己算定の見込み値（5%以上）を入力したか エントリー申請時点では比較証明書の添付は不要のため、自己算定値で結構です。5%未満の場合は該当行が警告表示されます（交付申請時からは比較証明書の数値に置き換えます）。
☐	「更新前（既存）設備・機器の処分」欄に、処分方法を入力したか 廃棄／引渡し（無償）／売却／下取りから選択します。見積を取る際に処分方法が分かる場合は、エントリー申請の時点から入力してください（未定の場合は空欄でも申請できますが、交付申請時には必ず入力が必要です）。
☐	売却・下取りにより対価を得る場合、その額（税抜）を入力したか 対価が税込で提示されている場合は、税抜に換算して入力してください。廃棄・引渡し（無償）の場合は、対価欄の入力は不要です。
☐	対価を明細表の金額から差し引かず、処分欄に入力したか 入力された対価の合計は、補助対象経費の「合計」から自動的に控除されます。設備・機器 1 台（LED 照明設備は一式）ごとの本体価格の下限判定には影響しません。
☐	「★ 補助金額」が下限額（法人 15 万円・個人事業主 10 万円）以上になっているか 算定した補助金額がこの下限を下回る場合は、交付の対象となりません。
☐	シート下部の「ご確認ください（自動判定）」欄に警告が出ていないか 対象外（下限未満）の設備・機器がある場合や、補助金額が下限に届かない場合に警告が表示されます。
☐	シート下部の「処分欄の確認（自動判定）」欄に警告が出ていないか 処分方法と対価の入力に食い違いがある場合に警告が表示されます。処分欄が未入力の場合は、その旨の案内が表示されます（エントリー申請時は空欄で構いません）。

（２）見積書の写し

☐	①宛名が申請者名と一致しているか 法人の場合は店舗名ではなく法人名宛てになっているか。
☐	②業者名の記載があるか

☐	③業者の押印があるか
☐	④設備・機器の型番の記載があるか
☐	⑤納入（予定）期日の記載があり、令和 9 年 1 月 29 日（事業完了期限）以前になっているか 「納入日は協議のうえ決定」等、具体的な納期が不明のものは不可です。
☐	補助対象経費と補助対象外経費が区別できる内訳になっているか 対象外の経費が混ざったまま提出すると、審査で除かれた結果、本体価格が下限額に届かず対象外となる場合があります。
☐	運搬費・設置工事費が発生する場合、本体価格と区分して記載されているか 「工事一式」等でまとめないでください。
☐	エントリー申請時点で有効な見積書か
☐	更新する設備・機器が複数ある場合、それぞれの見積書を添付したか 添付欄は 1 つです。見積書が複数ある場合は、1 つのファイル（スキャンデータ）にまとめて添付してください。まとめることが難しい場合は、商工観光課から個別にご連絡し、別の方法で提出していただきます。
☐	1 台（LED 照明設備は一式）ごとに税込 100 万円を超える設備・機器がある場合、別の業者の見積書の準備を始めているか この場合、交付申請時に、エントリー申請時とは別の業者による同一条件の見積書（取得できない場合は業者選定理由書）の提出が必要です。エントリー申請時の提出は不要ですが、発注・契約の前に取得してください。

（３）直近の確定申告書

☐	法人：法人税の確定申告書 別表一（1 枚）の写し／個人事業主：所得税の確定申告書 第一表（1 枚）の写しを添付したか 消費税及び地方消費税の確定申告書ではありません。
☐	直近に終了した事業年度（個人事業主は直近の年分）のものか
☐	（個人事業主）収入金額等及び所得金額等の「事業（営業等）」欄に記載があるか 事業所得の申告実績を確認します。
☐	次の書類は添付不要です 法人：別表二以降の各種別表、勘定科目内訳明細書、法人事業概況説明書 個人事業主：確定申告書 第二表・第三表

（４）決算書の写し

☐	事業形態・申告区分に応じた決算書等の写しを添付したか ・法人：決算書のうち 表紙・貸借対照表・損益計算書 の 3 点（株主資本等変動計算書、個別注記表、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表は不要です） ・個人事業主（青色申告）：所得税青色申告決算書 一式 4 枚（表紙兼損益計算書・月別売上・減価償却費・貸借対照表） ・個人事業主（白色申告）：収支内訳書
--------------------------	---

（５）確定申告を行ったことが確認できる書類

令和 7 年 1 月から、税務署に提出した申告書等の控えへの収受日付印の押なつが廃止されました。書面で申告された方は控えに収受印がありませんので、次のいずれかをご用意ください。納税証明書は手数料と日数がかかりますので、他の書類で差し支えありません。

☐	（３）の申告書の写しに添えて、次のいずれか 1 点を添付したか ・ e-Tax の受信通知（メール詳細） ・ 法人税（個人事業主は所得税）の領収証書 ・ 法人税（個人事業主は所得税）の口座引落しが確認できる通帳の写し（表紙と該当記帳箇所） ・ 納税証明書（その 2 所得金額用） ※個人事業主は事業所得金額の記載があるもの ・ 税務署が発行する書類（申告書等の提出について） ・ その他、申告を行ったことが認められる書類
--------------------------	--

（６）直近の確定申告の期限が到来しておらず提出できない場合

☐	法人：法人設立届出書の控えの写し／個人事業主：個人事業の開業・廃業等届出書（開業届）の控えの写しを用意したか e-Tax で提出した場合は受信通知を添えてください。 書面で提出した場合は、控えの写しのみで結構です（収受日付印は押されません）。
☐	その書類を（３）（４）（５）の 3 つの欄すべてに添付したか 3 つの欄はそれぞれ添付が必要です。1 か所だけの添付では受付されません。